

植木ごみ搬入に際しての注意事項

1. 受付

毎週月曜日から金曜日（祝日は搬入可 土曜日、日曜日搬入不可）の
午前8時45分～11時45分、午後1時00分～4時00分（時間厳守）
・年末年始の受付日は、お問合せください。

2. 搬入車両

最大積載量3トン車まで可（但しロングボディーは不可）

3. 植木ごみ（枝・幹・根）搬入の際は下表に従って裁断してください。

直径	長さ
15cm 未満	1m 以下に切断
15cm 以上～20cm 未満	80cm 以下に切断
20cm 以上～30cm 未満	30cm 以下に切断
30cm 以上	持込不可

- 植木ごみ以外の鉄筋、釘、針金、石、コンクリートガラなどチップ化処理機の故障原因となるもの及び、ビニール、紙くずなど堆肥化に支障があるものを混ぜないでください。混入が判明した場合は、持込まれた植木ごみ全量を、お持帰りいただき、以後の持込みをお断りすることがあります。
- 竹、シュロ、太い枝、幹などは他の植木ごみと混ぜずにシート等を敷き、分別した上でお持ちください。
- 植木ごみは、草葉と枝幹等で降ろす場所が異なりますので、現場にて植木処理をしている職員に降ろす場所をお尋ねください。
- 「うるし」や「毛虫」が付いた植木ごみは、最大長さ50cm以下、最大直径3cm以下に裁断のうえ、可燃ピットへ排出してください。
- 根は、土をすべて落とし、上の表のとおり裁断してください。
- 環境クリーンセンター内での切断、分別等の作業は禁止します。
- 貨物車両で搬入する際は、植木ごみが飛散しないようシート等を確実に被せてきてください。

【ご注意】

- 持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝葉等の植木ごみしか持込めません。これ以外のごみの持込みは「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。